

平成30年度

監査結果の概要を公表します

監査委員は市役所の仕事が生しく効率的に行われ、事業の効果を上げているか、皆さんの納めた税金などが無駄使いされていないかなどを確認しています。

〈監査方法〉

出資に関する出納、指定管理者が行っている公の施設の管理に関する出納、そのほかこれに関連する事務について、対象団体と所管課から資料の提出を求めるとともに、関係者から説明を求めました。

〈監査結果〉

株式会社季楽里あさひでの、市からの出資金に関する出納、指定管理者が行っている公の施設の管理に関する出納、そのほかこれに関連する事務は、おおむね適正に執行されているものと認められました。

企画政策課での、株式会社季楽里あさひへの出資金に関する出納と、指定管理者が行っている公の施設の管理に関する出納、そのほかこれに関連する事務は、おおむね適正に執行されているものと認められました。

旭市監査委員 木村哲三
旭市監査委員 堀江通洋

旭市監査委員 景山岩三郎

監査の結果は、市ホームページでも見ることができます。

問い合わせ先

監査委員事務局

☎ 62・5319

定期監査

〈監査の対象〉

市長部局(19課)、消防本部、議事事務局、教育委員会(4課)、農業委員会事務局、監査委員事務局、公営企業1事業(水道)

〈監査期間〉

平成30年9月28日～31年2月26日

〈監査場所〉

監査委員事務局

〈監査方法〉

各所管の財務に関する事務や経営に係る事業の管理が、適正かつ効率的に行われ、住民福祉

〈監査結果〉

の増進のために効果を上げているかなどを主眼に、提出された資料や関連書類について担当課長などに説明を求めました。主なものとして、予算の執行状況、補助金の状況、工事や委託業務などの各種契約状況、施設の管理状況について聞き取りを行いました。

全体的に予算の執行状況や事務処理状況は、おおむね適正に処理されているものと認められました。

今後とも市政発展のため、社会経済情勢の変化を見据えた適時、

適確な行財政運営と市民サービスの向上に、より一層努力するよう要望しました。

〈指摘事項〉

行政改革推進課・商工観光課／一部の契約事務手続きに不備が見受けられたため、規則などのつとり適正な事務の執行に努めてください。

財政援助団体などの監査

〈監査の対象と期間〉

●株式会社 季楽里あさひ

平成30年11月8日～12月10日

〈監査場所〉

株式会社 季楽里あさひ